

令和元年度下半期における周知・支援の取組

- 令和2年4月からの中小企業に対する時間外労働の上限規制の円滑な適用に向けて、本年度下半期においては、**平成30年度以降実施してきた働き方改革関連法の全般的周知から、周知が不足している内容と対象集団を絞り、集中的な周知を図っていく**とともに、対応が必要な事業主が確実に支援策を利用できるよう、**助成金の申請期限の延長や利便性の向上を図る**。また、**業所管省庁の協力を得て、「しわ寄せ」対策を徹底していく**。

⇒ これらの取り組みを「**集中的施策パッケージ**」として実施していく。

<集中的施策パッケージの概要>

施策1 まだ知られていないこと・まだ届いていない人に狙いを定めた周知

上限規制の適用に関する集中的な周知

- ・ 「生の声」を基に「悩み」から解決策を示す逆引きパンフレットを新たに作成【10月】
- ・ 上限規制の適用を受ける「労働時間の考え方」に関するリーフレットを新たに作成【9月】
- ・ 好事例集の充実（「働き方改革のヒント」の改訂）【10月】
- ・ 集中的広報（政府広報、マスメディアを活用した広報、「周知ルート」による広報、業所管省庁による業界団体を通じた広報、動画による広報、広報誌「厚生労働」）【10月～】
- ・ 社労士や商工会等の経営指導員を通じた顧問先・巡回先事業場に対する労働局・労基署主催の説明会への参加勧奨【10月～】
- ・ あらゆる機会を捉えた支援センターの利用勧奨【10月～】

36協定未届事業場に対する丁寧なフォロー

- ・ 自主点検により把握した36協定の届出が必要と考えられる事業場への案内文の送付【10月～】

特別条項（月80時間超）締結事業場（中小企業）に対する集中的な対応

- ・ 特別条項（月80時間超）付き36協定を届け出た中小企業に対して、説明会の開催のほか、説明会への不参加事業場に対しては個別の訪問等により、上限規制について周知を図り、上限規制に対応した36協定を締結できるよう、相談支援や助成金等の支援策の利用を確実に勧奨【10月～】

施策3 働き方改革に取り組みやすい商取引環境の整備

「しわ寄せ」防止総合対策の着実な推進【7月～】

- ・ 業所管省庁から所管業界団体への「しわ寄せ」事例、「しわ寄せ」改善・防止事例の周知【10月～】
- ・ 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間【11月】
 - 大企業等への直接要請等の実施
 - インターネット広報やポスター・リーフレットによる周知啓発など

施策2 まだ間に合う・もっと使える助成金へ

時間外労働等改善助成金（上限設定コース）の見直し（~~切~~延長と利便性向上）

- ・ 申請期限（11月29日）を1～2か月程度延長
- ・ 上限設定コースの助成内容を解説する分かりやすい動画の作成・リリース【10月】
- ・ 業所管省庁から所管業界団体（中小企業）への助成金活用 of 集中的後押し【9月～】

時間外労働等改善助成金（団体推進コース）の見直し（~~切~~延長）

- ・ 申請期限（10月31日）を1～2か月程度延長